

【特定口座のご留意事項】

1. 特定口座の内容については別途お渡しする「特定口座約款」の内容も併せてご確認をお願いします。
2. 特定口座の開設は1金融機関で1口座となります。
3. 十六銀行の特定口座は「公募投資信託」および「公共債」が受入対象となります。
4. 特定口座内の譲渡所得や配当所得の計算、税額計算の基準日は、受渡日（精算日）となります。
5. 同一年における特定口座の計算対象は、年初第1営業日から年末最終営業日までが受渡日になる取引となります。
6. 特定口座の開設後、「公募投資信託」および「公共債」の取引は、原則として特定口座で行われます。
7. 特定口座の解約を行った場合、同年内に再度、十六銀行で特定口座は開設できません。
8. 特定口座に「公募投資信託」および「公共債」を組入れする前の換金取引（解約・買取・償還）は、特定口座の譲渡損益計算・税額計算の対象となりません。
9. 源泉徴収選択口座に「公募投資信託」および「公共債」の配当、利子等を受入れる前の当該配当所得、利子所得は、当該口座の譲渡損失の金額と損益通算を自動的に行う対象とはなりません。
10. 特定口座における「公募投資信託」の取得価額は個別元本に取得費用を加えた額となります。また「公共債」の取得価額は当初買付けした際の価額等となります。
11. 特定口座に「公募投資信託」および「公共債」の配当、利子等を受入れ、譲渡損失の金額と自動的に損益通算する場合には「源泉徴収を選択し、配当等を受け入れる」を選択する必要があります。また、この場合、指定預金口座を通じて源泉徴収や還付が行われます。
12. 指定預金口座から源泉徴収する場合、指定預金口座からの源泉徴収金額が預金残高に満たない場合、総合口座貸越が行われます。
13. 「年間取引報告書」が税務署に提出されます。
14. 源泉徴収を選択しない場合、原則として確定申告をしなければなりません。
15. 複数の金融機関で生じた譲渡損益の通算や、譲渡損失と配当所得との損益通算に基づく還付請求等を行う場合は確定申告が必要になります。
16. 氏名・住所、取引店などを変更される場合、当行に所定の届出書を提出する必要があります。

【一般預りを保有しているお客さまが特定口座をお申込みいただく場合のご留意事項】

17. 一般預りの「公募投資信託」および「公共債」は、特定口座を開設しても、特定口座へ組み入れることはできません。

以 上